

2026年度つくば市予算編成に対する要望・政策提案

地方自治の推進

地方自治の基本は、情報公開と市民参加であると考えている。この点で来年度に向け、市民参加制度の条例化と具体的な市民の参加について、提案します。

1. 市民参加の推進

1) 市民参加推進に関する指針の条例化

条例化については、市の運営体制に変化があったとしても、変わらず市民参加が維持継続できるよう策定の検討を始める。

2) 指針の自己評価として、職員アンケートを実施する。

市民参加は、庁内横断的な取り組みや職員の意識化が必須である。事業評価を行うマネジメントシートの中に市民参加の欄が段階別に設けられているのは、市民の市政への参加を重要視していると評価する。来年度は現状認識のために“市民参加について”職員一人ひとりにアンケートを実施する。

2. 審議会等の運営

1) 審議の充実

①新たな委員には、事前に今までの内容の共有を徹底する。

上位計画の説明、協議の背景なども含める。

②熟議のために開催回数を増やす。

③全ての委員が発言し議論が深まるように、必要に応じて少人数のグループワークを行う。

2) 委員の公募に関して、市民委員の選考方法の見直しを行う。

市民委員の募集及び登録要綱の第4条（委員等の募集）4には「選考方法は、応募書類若しくは小論文の審査又は面接とする」とあるが、市民委員には市民感覚を活かした意見を表明して欲しいため、小論文で審査するのではなく、応募動機の記載にとどめる。

3) 議員、事業者、団体などが参加するいわゆる「充て職」の委員が、継続して委員となっている場合や複数の会議の委員を兼任している場合が散見される。このような委員の再任、併任については、出来るだけ重複を避け、団体の長に限らず、団体から適任者の推薦を受けるなど多様な委員構成に努める。

- 4) 洞峰公園管理・運営協議会について、委員会と分科会の位置付けを明確にした上で、多くの市民が参加する分科会の会議にも議事録や委員会資料等を配布する。また分科会で出た意見の中からより詳細に議論するテーマについて抽出する際は、分科会参加者の話し合いにより絞り込む。

3. 選挙投票率向上の取組み

- 1) 事前申し込みを必要としない地域を巡回する期日前移動投票所(バス・ワゴン車)を開設し、期日前投票所を増設する。
- 2) 期日前投票用タクシー助成券発行を継続するとともに、選挙が始まる前に利用者の手元に届くよう、早期に発送する。
- 3) 投票所には車椅子を置く。
- 4) 障害者への配慮
 - ・コミュニケーションボードや投票支援カードについて、分かりやすい位置に置く。その他の提供している合理的配慮についても、選挙だよりや市HP等で事前に周知し、投票所の分かりやすい場所に案内掲示をする。
 - ・「広報つくば」や「つくば市かわら版」同様、「選挙だより」についても音訳版を作成する。
- 5) 選挙啓発動画の作成

初めて投票する人や知的障害者などへの支援として、投票の手順を解説した動画を作成する。作成にあたっては他自治体の事例も参考にし、市民や障害者支援団体等の知見も借りながら作成する。

4. 公共施設の利用

令和8年度中に予定されている「つくば市公共施設予約システム」改修において、ふれあいプラザ、みどりのプール会議室、市民研修センターについても、他の公共施設と同じようにシステム上で予約等が出来るように検討する。

市のシステム上での予約等が難しい場合でも、事業者のWeb上で空き状況を確認できるようにするなど、使いやすいシステムを構築する。

安全・安心で暮らしやすいまちづくり

まちづくりは市民の安心安全を確保しつつ、利便性はもとより、つくば市の魅力でもある緑豊かな市街地環境の維持、専門家も交えた調査研究など、地の利を生かしたまちづくりを進めていただきたい。また、利用者である住民への情報発信・共有に努め、住民意見の反映はじめ、合意形成を行うことを基本とし、以下を要望します。

1. 公共交通

1) 公共交通活性化協議会に利用者・当事者意見を反映するため、市民委員の公募を行う。

2) つくタクのWeb予約とAI配車が開始されたが、Web予約は1週間前の0時から、電話予約は12時からのため、主に高齢者が使っている電話予約がとりにくい状況になっている。またAI配車により乗合率は上がったが、目的地まで非常に時間が長くなり、またドライバーも休憩が取りづらく過酷な労働環境になっている。Web予約、AI配車の課題を利用者、ドライバー双方の意見を丁寧に聞いて改善する。

3) つくタクの電話予約を東京の会社に委託しているが、つくば市内の地名に詳しくないため、対応がよくないと利用者の声が届いている。電話予約の受付は土地勘のある市内の事業者へ委託するなど改善する。

4) つくバスのルートや時刻表見直しにあたり、各エリアの要望を調査する。

2. 公務員宿舎跡地の再開発について

1) 吾妻2丁目国家公務員宿舎跡地の再開発について、市は地区計画の決定、さらにつくば市からの要請事項を示し、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するよう、としているが、再開発エリアの歩道整備について、安全なゆとりある空間となるよう、敷地をセットバックして歩道を広げるよう働きかける。

(竹園1丁目のヨークベニマルとマンション開発の際の歩道拡幅のように)

2) 吾妻2丁目の筑波大学官舎跡地の開発についても、1)と同様に、周辺の歩道整備について、安全なゆとりある空間となるよう、敷地をセットバックして歩道を広げるよう働きかける。

3. 空き家の実態把握と対策強化

景観保全や防犯、地域活性化の観点から、市内の空き家の実態を把握し、空き家の発生予防及び活用に努める。具体的に以下3点を要望する。

- 1) 空家等無料相談会の実施回数を増やすとともに、遠方の対象者に対してはリモートでの参加を積極的に呼びかける。
- 2) 区会や地域包括支援センター等に働きかけてより多くの市民に出前講座を利用してもらい、終活の観点を踏まえた空き家予防の考えを伝える。出前講座の実施時にはその内容を録画し、オンラインで視聴できるようにするほか、オンラインで出前講座を実施できるようにする。
- 3) 空家活用補助金についての周知を図り、空家バンクへの物件登録を促す。
- 4) 空き家等を、地域の居場所や交流拠点、「みんなの食堂」等の実施場所として活用する際に利用出来る「空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金」事業において、改修費用だけでなく、活用開始後の運営費や維持費に対しても補助出来るように、検討する。

環境に配慮した住みやすいまちづくり

1. 「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」都市の実現に向けた取り組みを進める

ゼロカーボンシティをめざして、以下の政策に取り組むことを要望します。

1) 再生可能エネルギー中心のまちづくり

温暖化対策の取り組みとして原発推進方針を支持する状況がある。

このような状況に対して、脱原発首長会議のメンバーである市長には、積極的に脱原発のメッセージを発信して欲しい。

2) 新たな住宅や建築物の建設に対して、再生エネルギーの活用や省エネルギー対策などの独自基準を設け、市独自の補助金制度を設ける。

3) 既存住宅の断熱化改修を国の制度を活用して進める。
その為に、市の制度利用状況を国が市へ示すよう要望する。

4) 住宅屋根の太陽光パネル設置に市独自の補助制度を設ける。

5) 学校の断熱化、体育館のエアコン設置を進める。

6) 大規模ソーラーシェアリング事業者は、営農状況の明確な記録を残し、公開する。

2. ごみ減量に向けて

つくば市一般廃棄物処理基本計画R6年改訂版では、ごみ減量に向けても前回の基本計画の目標値を上回る計画で、これに向けて施策を着実に進めて頂きたい。

その中でも、下記の点については、特に取り組んでいただきたく、提案します。

1) 最終処分場検討

最終処分場の検討について、どのような検討過程ですすめているのか、プロセスがわかるようにする。
さらに、現在のつくば市の最終処分場の実態と最終処分場の検討状況を市民に知らせる。

2) 焼却するものを減らす取り組み(分別を増やす、分別をきっちりとする)

① バイオマス資源の利活用(剪定枝や落ち葉、刈芝、生ごみなど)

ゼロカーボンシティ宣言をしたつくば市としてもバイオマス資源(生ごみ、剪定枝、落ち葉、刈り草、刈芝など)を焼却するのではなく、資源としての再利用、リサイクルを検討する。

そのための分別回収も検討する。

焼却では焼却灰が発生し、最終処分場の容量、延命にも関わってくる。

② 分別の徹底(特に事業系ごみの紙類の分別)

2024年の燃やせるごみを対象とした組成分析調査では、事業系ごみで資源可能なもの、入れてはいけないものの混入率は約37%もある。そのうち、30.75%は資源可能な紙となっている。ごみ減量のため、分別徹底のための施策を積極的に取り組む。

紙類等の資源化の促進について、事業所から排出される紙类等資源ごみの回収システムについて最優先に取り組む。

3) 焼却灰の資源化(焼成処理や溶融固化)

現在の資源化の状況、環境への影響調査、事業者の確保をすすめ、さらなる資源化にも取り組む。

4) 事業者も加わってのリサイクルの向上

独自に資源類の回収を行っているスーパーなどもあり、市民がそこに資源類をだすことによって事業者とともにリサイクルを進めている。

事業者で行っているリサイクルの情報、回収状況の発信をすることで市民のインセンティブにつながる。
一部の事業者の情報だけでも参考資料として知らせる。

5) ダンボールコンポストの継続

・ダンボールコンポストの配布も5年経過し、定着してきた。引き続き継続していただきたい。

- ・リピーターの数について、申込時に把握し、その割合によって次の施策を考える。
(年間約1000個を配布しているが、更なる拡大を進めるために、初回申込み者のみ無料とか、リピーターについては一部有料とかを検討する。)
- ・アンケートで出た困りごとをダンボールコンポスト配付会やHPなどで知らせる。
- ・ホームセンターなどでダンボールコンポストセットが購入できるように検討する。
- ・できた堆肥をつかったの野菜、花などの情報をHPに掲載する。

6) 小型家電などのプラスチックを燃やさない取り組み

現在小型家電で回収している17品目以外の小型家電を燃やせないごみで回収すると破碎後にプラは燃やせるごみになるので、小型家電として別途回収し、プラスチックのリサイクルも進める。

4. 有害化学物質の削減について

1) つくば市グリーン購入推進方針に基づき、公共施設では、「せっけん」の利用につとめる。

合成界面活性剤を利用した洗剤の多くはPRTR法対象の物質を含んでいる。

つくば市グリーン購入推進方針に基づき、PRTR法対象物質を含まない「せっけん」の利用をすすめる。

※つくば市「グリーン購入推進方針：調達の手引き(清掃)」では、「洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用」「床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること(指定化学物質とはPRTR法の対象となる物質をいう)」とあります。

2) 香害や化学物質過敏症について

①香害や化学物質過敏症の啓発をすすめる。

引き続き、小中学校や保育所、幼稚園、及び全ての公共施設における、香害啓発のためのチラシ配布、ポスター掲示を行う。つくスマ、各種SNSによる情報発信もすすめる。

②学校保健調査票に化学物質過敏症(香害)の項目を追加する。

2024年度、つくば市教育委員会でもご協力いただいた「こどもの『香害』及び環境過敏症に関する実態調査」では、香害については約10%、化学物質過敏症については19%の児童・生徒が体調不良(症状)ありと回答されている。回答者の割合は4.5%だが、実数で香害については99名、化学物質過敏症については192名に症状がある状況なので、さらなる実態調査のために、学校保健調査票に化学物質過敏症(香害)の項目を追加し、児童の健康状況を把握する。

安全・安心な食

1. 有機農業の推進について

持続可能な食料システムの構築、農業分野でのカーボンニュートラル等の環境負荷軽減に向け、農林水産省は2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、2040年までに、主要な品目について農業者の多くが有機農業に取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術確立、という目標を掲げています。

そのような中、つくば市では今年度より学校給食への有機米導入が開始された。引き続き、以下のことを要望する。

- 1) 学校給食の有機米の年間計画（数量）を立て計画的に導入を進める。また、生産者同士の技術継承、情報交換を行うための支援を行う。
- 2) 学校給食の担当者と共に、地産地消会議を継続し、JAや生産者、新規就農者も一緒に学校給食への地産地消を進める。
- 3) 市民農園（畑作、稲作）の現状を調査し、市民が栽培に取り組みやすい仕組みづくりを検討し、耕作放棄地の解消に努める。
- 4) 生産、流通、消費の各分野における有機農業推進の連携を構築し、オーガニックビレッジ宣言を行う。

2. ゲノム編集食品の取り扱いについて

遺伝子操作の新しい技術を使ったゲノム編集食品は、食品への表示義務が無いため、消費者が知らないままに口にしてしまう恐れがある。しかし、ゲノム編集食品の人体への影響は未解明の部分が多いため、以下、要望する。

- 1) 学校給食に、ゲノム編集食品を使用しない。
- 2) つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡協議会で、ゲノム編集作物も対象とする。

福祉の充実

1. 高齢者福祉

1) 福祉有償運送について

- ①ドライバー講習会がつくば市で受けられるようになり、受講料の無料枠も設けられたことは大きな前進と評価する。が、15名の無料枠はすぐに満員になったと聞き及ぶので、さらなる拡充を検討する。
- ②高齢者の移動支援は重要な社会課題であるため、生活支援体制整備事業の第2層もしくは第1層の協議体で移動支援について情報共有、課題抽出と解決方法について検討を行う。この協議体の検討作業を市が支援し、対応策を実効性あるものにする。

2) 生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業の最終目的は、市民が地域で助け合いの仕組みを作り、実際に助け合って、長く住み慣れた地域で暮らし続けることと理解する。これを実現するために以下のことを提案する。

- ①生活支援体制整備事業は当初2025年を目途とされてきた。つくば市で2016年に同事業が開始されて以来2025年で10年となる。生活支援体制整備事業について市民に広く知ってもらい理解してもらうことなしにはこの事業の目的は実現できないと考える。過去10年の総括と今後の実施展望を広く市民に知らせることを提案する。
- ②「地域課題」の抽出・解決に向けたきめ細かなニーズ調査を行うこと。
その際、困っていることだけでなく、自分が（地域のために）出来ることも聞く。
- ③「日常生活圏域」を地域住民の生活実感に沿うような単位に見直すこと。
例えば、第2層協議体の中にサブグループとして、より身近な単位（中学校区・小学校区等）を設定することにより、地域課題が見えやすくなり市民の自発的な助けあい活動が促されるのではないかと想像する。具体的な助け合い活動に繋げるためには、この小単位での会議は頻度高く（少なくとも2～3ヶ月に1回）開かれる必要があると考える。
- ④住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域住民による助け合いが必要であり、助け合いを実現するためには、第2層協議体の会議がデータに基づくものとする必要がある。
上記②の調査結果や避難行動要支援者数や運転免許返納者数等、行政が保有している高齢者等に関する具体的な諸情報を整理して可能な限り開示することを提案する。
- ⑤生活支援体制整備事業の核である、実際に地域で助け合い活動に従事する市民（担い手）を発掘するために、地域交流センター利用者同士の相互交流の場を行政主導で設けること。利用者アンケートの結果では利用者懇談会開催に消極的であるのは承知しているが、生活支援体制整備事業の一環として「人と人とのつながり」を作る意味で開催する価値はあると考える。

3) 地域交流センターの機能強化について

生活支援体制整備事業の目的達成のために、地域交流センターは、今までの場所を貸す主体から、地域の一員として地域課題に向き合う主体に変化することが望まれる。そのために、以下を提案する。

- ①地域交流センターを所管する地域支援課と、生活支援体制整備事業を所管する地域包括支援課の連携強化
- ② 地域交流センターの職員が第2層協議体に参加すること。地域交流センターの相談業務への対応に役立つと考える。
- ③ 地域交流センター主導で、地域住民の交流の場を設ける。

2. 障害児・障害者福祉

1) つくば市障害者計画、障害(児)福祉計画の策定について

2026年度までの1年半かけて、上記各計画が策定される予定になっている。

策定までのスケジュールとして①アンケート実施→②集計と結果報告→③構成案の検討→④素案の検討、が発表されているが、計画の策定に関して以下のことを提案する。

①より実効性のある計画を策定するために、現計画と各施策の進捗状況を委員に説明する。アンケート作成前にこの作業を行い、計画の方向性を定めてアンケート内容を懇談会で議論する流れであっていただきたかったが、今からでもお願いしたい。特に自由記述部分についての計画、施策との関係について検討する。

②前回ヒアリングを行い、今回も行う団体に対しては、前回のアンケート記述に対してどのように対応したのかの回答を報告する。

③現在の障害(児)福祉計画は各指標の「量の見込み」「目標値」となっているが、その目標値が国のどのような指針に基づいているのか、また各目標値を達成するためのつくば市の具体的な施策を計画に記載していただきたい。その際、現計画の目標達成、未達の理由を検討、記載し、計画の連続性を持たせる。

参考計画: 第7期宝塚市障害福祉計画・第3期宝塚市障害児福祉計画https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/010/634/syofuku_honpen_.pdf

2) 児童発達支援センターの設置について

現在設計が進められているつくば市児童発達支援センターは、つくば市における障害児支援の中核となる施設である。そのため、こども家庭庁が求めている4つの中核機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所施設へのスーパーバイズ・コンサルティング機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

が確実に実現できる施設であることが求められる。またこのような中核的な役割を確実に果たすためには、土曜日の開所も必要と考える。両親が仕事を持つ家庭が一般的になり、平日のみの開所では今後の利用者ニーズに十分に対応できなくなる可能性が大きい。まずは相談業務だけでも、土曜の実施を実現すべきと考える。現時点で把握しているニーズだけでなく、中核的役割という観点から検討をする。

3) 障害者の地域での生活実現に向けた住宅支援政策に関して2点提案する。

①合理的配慮補助事業を賃貸住宅家主に周知し、活用を勧める。

現在、合理的配慮補助事業には対象事業者が明記されていないが、例えば集合住宅の持主が段差解消等のバリアフリー改修を行った際に対象となることが明らかになると、バリアフリー化が進む可能性があると考ええる。

②地域で住むことを希望する障害者にグループホーム入居者と同等の家賃補助を行う。

4) 障害者手帳の診断書料補助の拡大

現在つくば市で各種障害者手帳の交付申請時に必要な診断書は1回のみ上限3500円の補助がある。しかし、例えば精神障害者保健福祉手帳は2年ごとの更新であり、その度に診断書料がかかる。各種手帳更新時、等級変更時にも診断書料を助成している自治体も多いので助成について検討する。

5) 福祉会館の設置

つくば市には各種福祉団体が活動しているが、ハブとしての場所がないため、集まったり、情報交換したりできず、結果として個別の活動となり、また、行政からも情報発信などがしづらい状況にある。そうした場が必要と考えるので、福祉会館の設置を検討する。

6) 情報コミュニケーション条例に基づく施策の実施

条例が施行されたことを受けて、広報つくばにイベント時の合理的配慮が掲載されていることを評価する。一方、施行されたことを受けて庁内各部署(出先期間を含む)で、来庁者、お知らせ等にどのような対応が必要か、実施する内容を明確にし、福祉部でまとめる。

7) 障害者日常生活用具支給事業の拡大について

情報支援機器について、汎用性のあるスマートフォン等に対する補助を検討する。

また、下記の道具は自閉症、発達障害児(者)とのコミュニケーショングッズとして定評があり、支給品としての追加を検討する。

<https://omemedo.ocnk.net/product/804> (巻物カレンダー)

<https://omemedo.ocnk.net/product-list/4> (コミュニケーションメモ)

ツール名	補助実施自治体
スマートフォン、タブレット、PC等の電子機器	全自治体の8.1%がPC、タブレット、スマートフォンのいずれかの補助を実施。補助については全額ではなく、上限を設けている場合が多い。(2021.3厚生労働省日常生活用具支給事業実態調査より)
コミュニケーションツール	斜里町、村山市、春日井市、丹波篠山市、倉敷市、三原市

こどもがすこやかに育つ環境づくり

1. こどもの自由な遊び、時間を取り戻す取り組みを進める

保護者の就労要件を必要としない放課後の居場所を特に小学生年齢の児童に保証する。現在の児童館（一般利用）、放課後交流ひろば、放課後子供教室に加え、アフタースクールモデル事業が始まっている。

つくば市教育大綱の理念である、「管理」から「自己決定へ」を実現するために児童生徒の放課後の過ごし方について、以下のことを提案する。

- 1) 放課後の居場所について、市全体としてどのような方針で、どういう段階を経て実施していくのか、ビジョンとロードマップを明確にし、市民に示す。その放課後のあり方の検討は子ども子育て会議の委員や教育委員も一緒に行う。
- 2) アフタースクール事業の区分Ⅰは無料とする。
- 3) 中学校部活動については、小学校高学年の段階で説明会を行い、児童及び保護者の意見を部活動（地域移行含む）に反映させる。
- 4) 現在、地域移行した部活動の部分は有料のところが多い。これまでの部活動のように、中学生が放課後にスポーツや文化活動を無料で体験できるような活動の実施を検討する。
- 5) 中学校の図書室等を放課後に開放し、生徒が主体的に過ごせるような場にする。
- 6) 小学校では地域の方の協力のもと、自分の責任で自由に遊ぶ場である「放課後プレイパーク」を、校庭等を活用して実施する。

2. 不登校支援対策のさらなる充実

全国に先駆けて不登校支援対策が推進されているが、全国に設置されたSルームについては、学校ごとに認識や運用が異なり、保護者の認知度もさまざまであり、不安の声も多く届いているため、以下について要望する。

- 1) 子どもが学校に行かなくなると、学校や他の保護者からの情報が得られなくなり、保護者も子どもも不安定な状態になっている。しかし、不登校の状態にある保護者同士が交流することで

不安の払拭につながっている。そこで保護者同士が交流しやすいように、学校毎にSルームの先生と学校の先生が連携し、不登校の保護者の交流会実施を呼びかける。

- 2) Sルームの先生同士の情報交換やスキルアップのために、市内各校のSルーム支援員・補助員が研修だけでなく、ケース会議や交流する機会を設ける。
- 3) 就学前説明会や入学式などでSルーム利用について周知を行う。また、本登録の前でも、子どもが困った時にSルームの先生の判断でSルーム利用体験を行えるよう、市内で共通の指針や規定を設ける。

3.外国につながる児童生徒への支援

- 1) 外国につながる児童生徒の転入時に、多言語翻訳機能付きタブレットや市民窓口課に導入された透明翻訳ディスプレイ等を活用して、確実に学務課につなげる。公立学校以外の教育手段を選択する場合も確実に記録し、不就学や就学状況不明な児童生徒をゼロにする。
- 2) プレスクールの設置に向けて動いていることを評価する。開始後は現場の声を聞きながら柔軟に対応し、一人でも多くの児童生徒を救っていただきたい。
- 3) こども日本語クラス、また学校での支援を拡充するために、支援員の待遇改善、また支援員の増員を検討する。
- 4) 教職員が児童生徒の「学習日本語」の習得の困難さを認識し、適切な支援につながるようにする。
- 5) 小学校高学年以上での来日が増えている現状を踏まえ、現在国際交流協会主催で実施している進学ガイダンスの案内を中学生年齢のすべての生徒、保護者に個別に行い、中学卒業後の進路について確実な理解を進める。

4.保育・幼児教育環境の充実

公立幼稚園・保育所の役割の1つとして、地域コミュニティの形成がある。地域で顔の見える関係が幼稚園から小学校に継続することは、保護者や子どもの安心につながっている。また、これまでの継続的な研修や実践を通して、幼児の発達段階に必要なノウハウが蓄積されており、特に、外国につながる子どもや、配慮が必要な子どもに加配教員等を配置して、安心な環境を作り、自

由な遊びを通して、一人一人の特性に応じて発達を促し、非認知能力の向上を促すような環境があり、こういった特徴を積極的に発信していくことが必要。

1)「3年保育」実施園を増やす。公立幼稚園においては現在、多くが5・6歳の「2年保育」であるが、4歳からの「3年保育」で友達との関わり等より多くの学びを得ることができる。また、保護者にとってもより早い段階から子育てについての助言・支援が得られる、保護者同士がつながるなど、安心した子育て環境を得ることができる。

2) これまでも提案して来たように、公立保育所を半径4キロ圏内に最低1か所配置する。

その理由は、収益や合理化を排した公立での保育は、子ども一人ひとりの特性に応じた発達支援、並びに、保護者への助言、支援が可能である、また、保護者同士のつながりにより子育ての安心感の醸成を図っていくことができる。子育ての孤立化が社会問題となる中、公立を拠点として子育て支援はますます重要である。

5. よりよい学校給食をめざす

今年度から開所した桜給食センターでは、有機米を取り入れた米飯給食が始まり、児童生徒から「ごはんがおいしい」という意見が届いている。また、自校式給食と給食レストランの機能を備えた施設の設計も進められており、地産地消が今後さらに進んでいくことが期待される。

- 1) パン食の子どもが増え、米飯の機会が減っているため、学校給食では米飯の回数を増やす。
- 2) 有機米の導入を増やす。
- 3) 各給食センターでも地元野菜の下処理を行い、保管庫の導入を検討する。
- 4) 学校給食の地産地消の推進や有機米の導入、給食レストランについて検討するため、学校給食センター運営審議会について見直す。

6. 子どもの権利について

1990年に日本が批准した子どもの権利条約やこども基本法においては、子どもの権利を尊重するために、子どもを支援することが大人の役割であることが明記された。子どもの権利はつくば市教育大綱の根底にもあると考えられ、つくば市教育大綱を保護者や学校現場に浸透させ、実践していくことが重要である。

- 1) 子どもの権利やつくば市教育大綱についての講演会やワークショップを実施し、より多くの市民に浸透させる。
- 2) 子どもの意見を聞く場を随所で設定し、各種計画や施策、学校現場に反映させる。
- 3) つくば市子どもの権利条例の制定を目指す。

人権を守るためのとりくみ

1. 人権を守ることに関して、よりいっそうの取組みをすすめる

人権に係る課題解決は、依然、関係各課がそれぞれの取組みをすすめている状況であるが、各部署横断的に人権を守ることに関する市としての施策をすすめるため、方針や計画を明確に持つ。

2. 「つくば市配偶者暴力相談支援センター」を設置する

「つくば市配偶者暴力相談支援センター」は、被害者証明が発行出来るなどDV被害へ素早い対応が出来るので、設置を進める。設置の際は、専門職である女性相談支援員を配置し、広く市民へ相談支援を行っていることを周知する。

3. 同性カップル、事実婚カップルの暮らしやすさを支援する

1) 「つくば市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を新設する。

茨城県において同性パートナーシップ制度が実施されており、つくば市民も利用出来るが、同性カップルが家族として子育て、看病、介護等しながら暮らしていくうえでの必要から、更に一歩進んで、つくば市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を新設する。事実婚カップルも利用出来るようにする。

2) 住民票表記において、同性カップルも事実婚カップルと同様な取り扱いが出来るようにする。

4. LGBTQを含め、積極的に人権を守る対応を全ての職員・教職員が行えるようにする

1) 市の全ての職員・教職員がLGBTQ研修を受講したことを評価する。今後も職員・教職員が新人研修などで継続してLGBTQに関する研修を受講できるように取り組む。

また正職員以外の会計年度任用職員等も研修を受講できるようにする。

2) 「LGBTQに関する市職員ハンドブック」の作成にあたっては、全庁的に意見を聞く場を設ける等して、部署横断的に取り組む。

3) 教職員については、研修とともに、今後は専門家の助言を受けながら授業案を作成するなど学校の授業の中で取り扱うことを視野に入れた取り組みを進める。

5. 生活困窮者への支援

1) 市では生活困窮の相談に際し、「緊急小口資金貸付事業」を社会福祉協議会の独自事業として行っており、運用決定までは最短でも数日かかる状況である。しかし、即日の貸し付けが必要な場合がある。

古河市では<古河市緊急援護資金貸付事業>を市の生活保護担当課の事業として行い、貸付金償還には生活保護受給後にそこから充当するとして、即日の貸し付けが可能である。

つくば市においても社会福祉協議会の独自事業ではなく、生活保護給付と連動した、即日対応が可能な緊急小口資金貸付制度の検討を行う。

2) 生活困窮者には軽度の知的・発達・精神障害の人たち(ボーダー層)も多く、支援が長期間にわたるケースも少なくなく、中でも家計管理支援は重要である。

市として社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立支援制度(生活・自立サポートセンター)の「家計改善支援事業」があるが、当事者にとって必要書類等を持参し大穂の相談窓口まで継続して出向くことに困難がある。同じ生活困窮者自立支援制度の「生活住居確保給付金事業」と同様に家庭訪問も出来るようにし、継続的な家計管理支援を行える体制を整える。

東海第二原発の避難受入自治体として再稼働問題への取り組み

東海第二原発は営業運転から47年が経過し、設計自体が古く、老朽化や耐震性能の低さ、地盤の軟弱さから生じた防潮堤工事の不良、中央制御盤の火災などのトラブルが多発している。火災事故の再発防止策を何度まとめても、また火災事故が繰り返され、電力事業者として原発の発電事業を行う技術的能力があるのか、疑わしい状況である。

1) 防潮堤工事の不良をどのように修正して、開口上部構造体の重量や津波の水圧に耐えられる構造を確保するのか、日本原電と原子力規制委員会、茨城県に説明を求め、回答を市民に公表する。

2) 度重なる火災事故の原因と再発防止が可能なのかについて、日本原電と原子力規制委員会、茨城県に説明を求め、回答を市民に公表する。

しかし、日本原電は東海第二原発の再稼働に向けて準備中で、当初2024年9月に安全対策工事が終了する予定であったが、防潮堤工事の不良などにより工事期間が延長され、2026年12月終了と言われている。

このような状況の中、茨城県は原子力災害広域避難計画を策定し、つくば市は水戸市の避難を受け入れる自治体の一つと位置付けられている。水戸市と協定を結んでいるが、つくば市の避難所における受入人数や、避難所運営に関する詳細は公表されていない。

3) 水戸市との協定の内容、つくば市内のどの避難所に何人受け入れる計画か、避難所の運営はどのように行うのかなど詳細を公表する。

また、この計画では、県庁をつくば市に移転すると記載されているほか、各医療機関や介護施設、障害者施設も避難を受け入れる協定を結んでいると思われる。

4) つくば市内の医療機関や福祉施設に原子力災害時の避難を受け入れる協定が結ばれている場合、その協定内容と避難予定人数、病院や施設の定員・ベッド数を超える人数をどのように受け入れるのかを調査し、公表する。

さらに、避難所が不足しているため、国の研究所や民間企業にも避難所として場所を提供するよう要請されているが、どの機関がどれくらいの避難者を受け入れることになっているのかは、公表されていない。

5) 市内の研究所や民間企業で原子力災害時の避難所として受け入れを表明しているところと人数、受け入れ方法などを調査し、公表する。

東海第二原発の再稼働に向けた動きが粛々と進められている中、原子力災害広域避難計画の実効性の有無は、再稼働の是非の判断に大きく影響すると思われる。

6) 3) 4) 5) の避難者が一気につくば市内に避難してきて、1か月避難生活を送る場合、どのような問題が発生すると考えられるか。(例えば、学校等の避難所が本来の役割を果たせなくなる、避難は自家用車を前提としているので、駐車場の不足や渋滞が発生すると思われる。)避難してきた人々とつくば市民双方の安全な生活は担保できるのかに関して、市の見解を公表する。

原子力災害の広域避難が行われる場合に具体的にどのようなことが起きるのかを直視するならば、広域避難計画は実行不可能と思われる。そこで、この点について市の見解を明らかにし、広域避難計画を策定した茨城県、原子力災害時に広域避難の実施を判断する内閣府、東海第二原発を再稼働させようとしている日本原電、原発再稼働の許可を出す原子力規制委員会に対し、避難受け入れ自治体としてのつくば市の見解を伝え、県内の他自治体とともに、再稼働を踏みとどまり脱原発のエネルギー政策に舵を切ることを求める。

- 7) 東海第二原発で原子力災害が発生した場合、この広域避難計画によってつくば市が受ける影響を明らかにし、避難受入自治体にとって、この計画が実行可能かどうかを検証し、実行不可能であるならば、原発を再稼働させないよう関係各所に働きかける。